

Legal professional corporation 2014.02 vol. 02

GRACE

News Letter

CONTENTS

● TOPICS	弁護士紹介	弁護士	大武英司
● コラム	中小企業金融円滑化法は今もなお生きている	弁護士	大武英司
● 顧問先紹介	株式会社久保工務店	代表取締役社長	永池重久様
● グレイス・スケジュール	セミナー開催のお知らせ 《第1回》労働災害の傾向と対策・今後のラインアップ		
● わたしのおすすめ	心身を癒す春の花	事務員	河野純子

TOPICS 弁護士紹介

人の痛み・苦しみの分かる
 弁護士を目指して



はじめまして。弁護士の大武です。
 私は、岐阜県で出生し、愛知県で育ちました。東京大学文学部を卒業後、都内の塾講師、法律事務所職員を経て名古屋大学法科大学院を卒業しました。平成24年9月に司法試験に合格、大阪で司法修習を修了し、昨年12月より当事務所に入所いたしました。
 法律の勉強を始めてから弁護士資格を取得するまで10年余りを要しました。現在38歳であり、遅咲きの弁護士ではありますが、これまでの苦しい人生経験を活かし、人の痛み・苦しみの分かる弁護士を目指しております。また、これまでは数多くの方々に支えられてきての人生でしたので、今後は皆様に恩返しができるよう、日々の執務に臨む所存です。

当事務所では、企業法務チームに所属しており、契約書チェックや債権回収をはじめ、企業における様々な法律問題について、交渉から訴訟手続に至るまで担当させて頂いております。また、かつて都内の法律事務所職員として勤務していた際には倒産手続を中心に関与していた経験もあって、企業の私的整理や法的整理についても広く対応させて頂いております。弁護士資格を取得してまだ間もない身ではありますが、若年の弁護士にはない知識や経験を活かし、皆様のご期待に応えられるよう、日々精進して参ります。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

弁護士

大武 英司

》所属

日本弁護士連合会
 鹿児島県弁護士会(弁護士登録番号:49521)

》略歴

1995年 4月 東京大学 文科三類 入学
 2001年 3月 東京大学文学部 卒業
 2008年 4月 名古屋大学 法科大学院 入学
 2011年 3月 名古屋大学 法科大学院 修了
 2012年 9月 司法試験合格
 2012年11月 最高裁判所司法修習生(66期)

》職歴

2002年 3月 あかつき総合法律事務所 入所
 2005年 6月 あかつき総合法律事務所 退所
 2013年12月 弁護士法人グレイス 入所

》趣味

野球観戦、史跡巡り、旅行

中小企業金融円滑化法は 今もなお生きている

弁護士
大武 英司



こんにちは。

先月からコラムの発信を開始し、今月は2回目となります。

今回のテーマは、中小企業金融円滑化法期限切れ後の金融支援事情についてです。

円滑化法はもはや期限切れとなっており、来月末で丸1年を迎えるにもかかわらず、「今更、円滑化法の何を語るのか」という疑問を持たれる方も多いかと思います。しかし、昨年末の日本経済新聞にも記事がありましたが、円滑化法終了後も金融機関による返済猶予が続いております。同記事によりますと、期限切れ直後から、金融庁の幹部らによって中小企業の経営者に対して「貸し渋りがあれば、金融庁に言ってほしい」との呼びかけすらあったとのことでした。

金融庁は、円滑化法期限到来後、次のような方策をとっております。第1に、金融機関に貸付実施状況の自主的な開示を要請したり、「検査マニュアル」及び「監督指針」に「貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること」などと定めた上で検査・監督を行うことで、円滑な資金供給の確保が図られております。第2に、地域経済活性化支援機構の設立や、信用保証協会等による全国各地のネットワークの構築等、中小企業に対する一層の経営支援に向けた取組みがなされております。第3に、各財務局・財務事務所
に中小企業等円滑化相談窓口を設置し、個々の中小企業

の個別の苦情相談に対応しております。

これらの金融庁の動きは、「円滑化法の実事上の延長」と評価できると考えられます。当初、円滑化法が期限切れとなった後は倒産案件が急増するというのが世間の大方の見方でした。しかしながら、実際は倒産案件の急増はおろか、円滑化法期限切れ前の水準とほぼ変化がないのが現状です。円滑化法の影響は目に見える形で生きております。

かつての和議法が民事再生法にとって変わってから15年が経とうとしておりますが、その頃は事業再生をしようとする中小企業も法的再生という途を選択することが比較的多かったと記憶しております。しかしながら、法的再生は多額の費用もさることながら、手続に時間を要する点で使い勝手が悪いという側面が否めません。これに対し、私的整理は債権者の協力が必須とはなるものの、法的整理よりは迅速かつ柔軟な対応が可能となる点で法的手続にはないメリットがあります。加えて、金融庁による上記の取組みも相まって、私的整理の余地そのものが広がっている現実を見逃すことはできません。

以上の点につきましては、3月に開催予定の当事務所セミナーにおきましても、詳細に説明させていただきます。

取材報告



大西結花さんと対談

先日、「トップフォーラム」という雑誌の取材で、TVドラマのスケバン刑事で有名なあの大西結花さんが鹿児島事務所へいらっしゃいました。大西さんとは世代が近いこともあり、対談は大いに盛り上がりました。短い時間ではありましたが、とても素敵なひとときとなりました。

Q 久保工務店はダムやトンネル工事の第一人者として九州一円に留まらず、地域を広げられています。今年2月には記念すべき50周年を迎えられました。

A このところの受注増で東北、関東まで動きました。安定的に関西圏までは手がけたいところです。土木工事全般に加え、環境事業として土壌浄化工法等も手掛け、元請け、下請けとして、総合建設業を担っています。

Q 経済環境の変化もあり、建設業は明るさの一方で人材不足には苦労されていると聞いています。

A 過当競争の厳しい時代を乗り越え、社員数は当時の約半分です。急な受注増で現場労働者の確保は容易ではありませんが、経営を安定させ、若い人材を育てる魅力ある企業・業界とし、地域にも貢献していきたいと考えています。

Q 永く顧問弁護士がいらっしゃり、その後2年は空白だったとのことですが、グレイスを顧問弁護士として復活させたきっかけはどのようなものだったのでしょうか。

A 35年来お世話になった弁護士さんが亡くなられ、後を継いだ方とは問題解決の筋道立てが上手くいかず解約をしました。それから2年、ある労務現場で起きた賃金問題で古手川代表と出会うことになったのです。日曜日だったのに宮崎の現場まで直ぐに来てくれたのが初対面です。結果、スピーディーな解決をいただき、元請け会社にも喜ばれ、労基署からも評価をもらいました。労働者が納得する解決には労基署も苦慮することが多いからだと思います。誰もが得心のいく「裁き」をしてもらった、私にとって驚きの出会いでした。

株式会社 久保工務店

業 種 / 総合建設業・設計事務所・宅地建物取引業・運送業許可
所 在 地 / 〒890-0051 鹿児島県鹿児島市高麗町37番21号
代 表 / 代表取締役社長 永池重久
創 業 / 昭和34年
設 立 / 昭和39年2月7日
資 本 金 / 5,000万円(平成25年6月現在)
従業員数 / 110名(平成25年6月現在)



代表取締役社長
永池 重久 様



Q 古手川総合法律事務所が立ち上がった頃の事案ですね。それ以降はどのようなお付き合いでしょうか？

A 下請けとしても大規模な工事を請け負うのですが、新しい契約の内容もしっかりチェックしてもらえるので、積極的に事業を展開できます。また、最近では不動産の相続案件で公正証書通りに手続きが上手くいかないときにも、速やかに解決してもらいました。安全衛生面での予防的な体制作りの助言まで、グレイスは守備範囲が本当に広いので安心します。

Q グレイスは弁護士も7名の規模になりました。最近の事務所の働きぶりや印象はいかがですか？

A ちょっとした相談で電話をした際にも直ぐに動いて対応してくれています。最近では古手川代表以外の弁護士に動いてもらう事も多くなりました。若い事務スタッフもどんどん前面に出て仕事をされていますね。土日祝日でも仕事をしてくれるので助かっています。古手川代表の事務所運営を含めて「頼りになる」の一言です。

Q 最後にグレイスへのメッセージをお願いします。

A 古手川代表が好きな鹿児島近海での大物釣りの時間を、忙しい中でも是非作ってもらいたいですね。敷居が高いのが当たり前の弁護士界というイメージをすっかり変えてくれました。丁寧な接し方、親しみがあって気さくな今の雰囲気大切にしてください。そしてスピーディーな解決力は何よりも多くの皆さんにも知ってもらいたい。グレイスの成長を楽しみにしながら応援したいと思っています。

顧問弁護士とは、企業の法律問題に対処するかかりつけの医者のようなものです。

弁護士法人グレイスでは、顧問契約を結んでいただいた企業様に対して、優先的かつ継続的なリーガルサービスを提供しています。また、単なる法律相談だけでなくとどまらず、リスクマネジメント、企業戦略までをもサポートさせていただきます。当事務所では、現在、約120社の企業様と顧問契約を締結しており、毎日、顧問先の企業様からの法律相談をお受けしています。

長く企業経営をされていると、必ずといってよいほど、トラブルを経験すると思います。そんな時、力になれるのが「顧問弁護士」です。

セミナー開催のお知らせ

平成26年2月より、毎月当事務所会議室にてセミナーを開催しています。
当事務所の精鋭弁護士たちが講師を担当します！
ご興味のある方、ぜひご参加ください。
次回セミナーは弁護士大武英司が担当です

《第2回》 法人・個人事業主の私的整理の実情

「ちょっと待った! 諦めるのはまだ早い!」

- ①法的整理と私的整理のメリット・デメリット
- ②私的整理のバリエーション
- ③中小企業金融円滑化法失効と今

開催日時 平成26年3月28日(金) 18時30分～20時30分
講師 大武 英司
会場 当事務所会議室(鹿児島市金生町1-1アルボーレ鹿児島6F)
参加費 無料
参加申込・お問い合わせ先 Tel.099-822-0764

※参加希望の方は当事務所までご連絡ください。(3月27日締切) ※皆様のご参加をお待ちしています!

今後のラインアップ

- 《第3回》 平成26年4月25日(金) 農地の売買
- 《第4回》 平成26年5月29日(木) 労働災害の仕組み
- 《第5回》 平成26年6月26日(木) 保険契約あれこれ
- 《第6回》 平成26年7月31日(木) 問題社員及び嫌がらせ対策

わたしの
おすすめ

心身を癒す春の花
事務員 河野 純子
●3年前の4月に関西から鹿児島へやってきました

早いもので、そろそろ冬が終わりを迎え、色鮮やかな花が咲く季節がやってきます
今月は、3月に咲く花を写真とともにご紹介しあげたいと思います

梅



藤川天神(薩摩川内市)の
臥龍梅が有名です

芝桜



鹿児島市小山田町(県道210号線沿い)
に隠れた名所があります

花のもつ癒し'効果は、「フラワーセラピー」として介護や医療等の現場でも利用されることがあるようです
皆様も春の花をご覧になり、心身の疲れをリフレッシュされてはいかがでしょうか



- 木蓮
華やかで上品な
香りがします



- 乙女椿
花言葉は「完璧な魅力」



- チューリップ
春の花の代表格! 気温が
下がると花弁が閉じる
という性質があります



- アネモネ
花色は、赤・白・ピンク・
青・紫(写真)と、様々です

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか？

ご存知ですか？

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など
<http://ameblo.jp/kote-law/>

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など
<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

ブログ随時
更新中です

アメブロ 弁護士法人グレイス 検索
(当事務所HPからもアクセス可)

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債務回収、労務問題、会社法の相談、また、離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間:平日9:00～18:30
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります